

びわこ学院大学短期大学部 中期目標・中期計画 (2024 年度～2028 年度)

はじめに

びわこ学院大学短期大学部は、「誠実、忍耐、努力の精神に基づき、未来の地域社会を切り拓く創意と意欲を持った人材の育成」を建学の精神とし、学芸を教授・研究するとともに、複雑かつ多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする広範な知識と思考方法を修得させ、日常に起こる諸問題を合理的かつ科学的に解決することのできる教養豊かで、円満な人格をもつ人物を育成することを基本理念、教育目的としている。

平成 2 (1990) 年に滋賀文化短期大学 生活文化学科を開学し、その後、平成 6 (1994) 年には新たに人間福祉学科介護福祉専攻と人間福祉専攻を開設した。平成 21 (2009) 年には、びわこ学院大学短期大学部に改組・名称変更し、生活文化学科と人間福祉学科介護福祉専攻をベースとしたライフデザイン学科を開設した。社会情勢に合わせた度重なるコース改変、名称変更等を経て、平成 29 (2017) 年には、少子高齢化が進んでいる日本の社会環境に対応するため、「児童学コース」「介護福祉（健康福祉）コース」「キャリアデザインコース」の 3 コース開設し、現在に至る。そしてこれらの実績に関して公益財団法人日本高等教育評価機構による短期大学機関別認証評価を、平成 27 (2015) 年度および令和 3 (2021) 年度に受け、その結果、「日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合している」という認定を受けた。

現在、大学への進学者である 18 歳人口は 1992 年の約 205 万人をピークに減少を続け、現在は約 110 万人にまで減少してきており、さらに 2032 年には 100 万人を割って約 98 万人となり、2040 年には約 88 万人にまで減少すると推計されている。一方、この間に大学進学率はほぼ右上がりに上昇し、1992 年には 26.4%であったものが、2022 年には 56.6%となっており、大学進学者数も 1992 年の約 54 万人から約 63 万人にまで増加している。今後、進学率は若干上昇するものの次第に横ばいになると推計されており、18 歳人口の減少とともに、進学者数そのものが減少することが予想されている。

このことを踏まえ、日本高等教育評価機構が示す「短期大学機関別認証評価基準」と文科省が示す「私立大学等改革総合支援事業評価項目」に基づき、5 カ年（2024 年度～2028 年度）の中期目標・中期計画を作成した。具体的な実施計画・年次進行等については別表に示した。

1. 学生の受入れ

- ① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、学外内に周知する。
 - ・アドミッション・ポリシーの検証・見直し、および周知を徹底する。
 - ・アドミッション・ポリシーの3観点で表現している具体的な活動や学びの事例を整理し抽出する。
- ② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施し、その成果を検証する。
 - ・入学者選抜の実施方針、入試内容の検証及び見直しをする。
- ③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持する。
 - ・学生主体の広報活動を推進する。
 - ・高校訪問を強化する。
 - ・SNSの活用を強化する。
 - ・高大連携校を拡大する。
 - ・交通広告の充実を図る。
 - ・ステークホルダーの満足度を向上させるイベントを企画する。

2. 学修支援

- ① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制を整備する。
 - ・教員と職員等による学修支援体制の点検と全学的な実施を徹底する。
 - ・学ぶ意欲を持たせる入学前学習、初年次教育を工夫する。
 - ・学生の考える学修支援のニーズを把握する。
- ② SA (Student Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援を充実させる。
 - ・SA制度をより充実させる取り組みを実施する。
 - ・退学や休学、留年を防ぐため、担任等による個別支援を徹底する。
- ③ 学生にとってより意義のある教育実習となるよう、教育福祉学部としての実習体制を確立する。
 - ・教育福祉学部としての実習体制の点検と整備をする。
 - ・学外実習ガイダンス、学外実習オリエンテーション、実習報告会のあり方を検討する。
 - ・教員採用試験実施時期変更による実習時期を検討する。
 - ・実習中のサポート体制について点検をする。

3. キャリア支援

- ① 学生の志望にあわせた情報の提供と学修指導を通して、社会的・職業的自立に関する支援体制を整備する。
 - ・採用試験対策（教員、公立幼保）講座を中心としたキャリア塾の更なる充実を図る。
 - ・細やかな学生支援の更なる充実を図る。

4. 学生サービス

- ① 学生生活を安定させるための支援を充実させる。
 - ・学生の考える学修支援のニーズを把握し、総体的な支援策を整備する。

5. 学修環境の整備

- ① 校地、校舎等の学修環境を整備し、適切な運営・管理に努める。
 - ・建築基準法第12条第1項の規定に基づき、特殊建築物定期調査を行い、適正な管理の下に使用する。
 - ・学内の蛍光灯照明器具を全てLED照明器具に更新する。
 - ・修繕費予算を確保し、迅速な対応を可能とする。
- ② 実習施設、図書館等の有効活用を推進する。
 - ・ラーニングコモンズの有効活用を図る。
 - ・業務分野、資料分野における利用者満足度の向上を目指す。
 - ・研究紀要への投稿促進ならびに内容の充実を図る。
 - ・利用者向け情報の効果的な発信を高める。
- ③ バリアフリー等に配慮し、施設・設備の利便性を向上させる。
 - ・バリアフリーに配慮し、利便性を向上させる。
- ④ 授業を行う学生数の適切な管理をする。
 - ・授業内容に合わせた授業規模、教室等の効率的かつ適切な稼働、教員体制の確保等へ留意する。

6. 学生の意見・要望への対応

- ① 学修支援に関する学生の意見・要望を把握するシステムを構築し、それらの分析・検討結果を活用する。
- ② 心身に関する健康相談や経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望を把握するシステムを構築し、それらの分析・検討結果を活用する。
- ③ 学修環境に関する学生の意見・要望を把握するシステムを構築し、それらの分析・検討結果を活用する。

7. 単位認定、卒業認定、修了認定

- ① ディプロマポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を策定し、学内外に周知する。
 - ・ディプロマポリシー対応ルーブリックの点検と改善をする。
 - ・成績評価基準、退学勧告制度の見直しと運用をする。
 - ・再試験制度の検討と運用をする。

- ② 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定め、厳正に適用する。
 - ・ GPA を活用した制度、基準等の点検と見直しをする。

8. 教育課程及び教授方法

- ① カリキュラムポリシーとディプロマポリシーとの一貫性を確認する。
 - ・ アセスメントプランの検討と運用による、各ポリシーの点検の仕組みの構築をする。
- ② カリキュラムポリシーに沿った教育課程を体系的に編成する。
 - ・ カリキュラム変更等に伴う、カリキュラムマップ・ナンバリングの見直しをする。
- ③ アクティブラーニングの観点から教授方法を工夫・開発し、効果的に実施する。
 - ・ F D 活動（公開授業、授業評価アンケート、F D 研修会等）の実施および、より効果を上げるための検討と改善をする。

9. 学修成果の点検・評価

- ① 三つのポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価するアセスメントポリシーを策定し、運用する。
 - ・ 「ディプロマポリシー対応ルーブリック」や「学修の記録」等を活用した学修成果の点検・評価方法の確立とその運用をする。
 - ・ アセスメントプランの検討と運用をする。
- ② 教育内容・方法及び学修指導等を改善するために学修成果を点検・評価し、その結果をフィードバックする。
 - ・ 「ディプロマポリシー対応ルーブリック」や「学修の記録」等の評価結果を分析し、フィードバックの方向性を点検、修正する。

10. 教員の配置・職能開発等

- ① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置をする。
 - ・ 大学設置基準、各免許・資格課程に必要な教員数等の適切な配置の確認
- ② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施をする。
 - ・ FD 活動（公開授業、授業改善・授業評価アンケート、FD 研修会等）の実施とより効果をあげるための改善

11. 職員の研修

- ① SD(Staff Development)等、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みを推進する。
 - ・業務に関する専門知識の習得や企画能力の向上、管理運営能力の向上等を目的とする。

12. 研究支援

- ① 研究環境を整備し、適切に運営・管理する。
 - ・個人研究費の効果的な運用を図る。
 - ・研究設備、施設の適切な管理・運営を行う。
- ② 研究倫理を確立し、厳正に運用する。
 - ・コンプライアンス研修及び啓発活動の充実を図る。
 - ・研究倫理審査と研究不正防止に関するモニター機能の強化を推進する。
 - ・学生への倫理教育の充実を図る。
- ③ 科研費等、外部資金の獲得を増進する。

13. 地域社会への貢献

- ① 地方自治体、地元産業界との包括連携協定等に基づく連携事業を推進する。
 - ・自治体・産業界と各年2回以上の協議会を開催する。
 - ・新たに産業界との包括連携協定を締結する。
- ② 地域の課題解決に向けた実践的活動を推進する。
 - ・環びわ大学地域連携課題解決支援事業の採択件数を5件以上にする。
- ③ 各学科における地域貢献活動を推進する。
 - ・「地域貢献と実践」において地域貢献活動を実践する。 [ライフデザイン学科]
- ④ 既存の社会人の学び直しプログラムの継続と新たなプログラムの開発によるリカレント教育の拡充
 - ・保育士キャリアアップ研修の開催
 - ・公認スポーツ施設管理士養成講座、資格認定試験の開催
 - ・新たな学び直しプログラムを開発する。

14. 国際化に向けた取り組み

- ① 留学生受け入れの体制整備・拡充
- ② 研修プログラムの企画・成果の検証
- ③ 学生・教職員の国際交流活動の推進

15. 内部質保証

- ① 内部質保証のために組織を再検討・整備し、責任体制を確立する。
- ② 内部質保証のために自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を共有する。
- ③ IR(Institutional Research)の収集・分析体制を整備し、それらを活用した施策を構築する。
- ④ 内部質保証のためのPDCAサイクルの仕組みを確立し、その機能性を高める。

16. ライフデザイン学科 児童学コース

- ① 地域に愛着をもち、定着する人材を輩出する大学になる目的から、湖東の教育機関や児童施設ならびに福祉施設、行政・企業と実習や就業体験を通じて関りをもち、地域定着を向上させる。
 - ・実習先を原則的に東近江市および近郊の公立・私立施設にもとめ、実習指導において密接な関係を構築し、正規職員への採用をめざす。
- ② 地域社会への説明責任と、教育の質の保証を約束する大学になる目的から、東近江市を内包する湖東地域から滋賀県を中心に、積極的な広報活動を展開し、本学への関心を高める。その中で卒業生の公務員採用数や資格取得状況を数値的に説明し、教育の質を保証する。
 - ・就職関係情報を数値的に公開し、もって教育内容の質を保証すると共に、広報活動に応用する。

17. ライフデザイン学科 健康福祉コース

- ① 地域に愛着をもち、定着する人材を輩出する大学になる目的から、湖東の教育機関や児童施設ならびに福祉施設、行政・企業と実習や就業体験を通じて関りをもち、地域定着を向上させる。
 - ・地域の高い需要をふまえて、実習先を東近江市および県内の施設にもとめ、実習指導で密接な関係を構築し、正規職員への採用をめざす。
- ② 地域社会への説明責任と、教育の質の保証を約束する大学になる目的から、東近江市を内包する湖東地域から滋賀県を中心に、積極的な広報活動を展開し、本学への関心を高める。その中で卒業生の公務員採用数や資格取得状況を数値的に説明し、

教育の質を保証する。

- ・介護福祉士、福祉住環境コーディネーター検定試験やアロマセラピー検定試験、健康管理士一般指導員の合格率を数値的に公開する。本コースにおける教育内容の拡充をはかり広報活動に応用する。

18. ライフデザイン学科 キャリアデザインコース

- ① 地域に愛着をもち、定着する人材を輩出する大学になる目的から、湖東の教育機関や児童施設ならびに福祉施設、行政・企業と実習や就業体験を通じて関りをもち、地域定着を向上させる。
 - ・滋賀県インターンシップ推進協議会が実施する就業体験イベントへの参加を前提としている講義『企業体験』の履修を積極的に学生に促す。
 - ・東近江市地域にある市役所や企業などが実施する就業体験事業などの情報を収集し開示する。
 - ・学内で実施される合同企業説明会などへ積極的な参加を促す。
- ② ビジネス業界や教育・福祉現場で求められる「数理・データサイエンス・AI」の基礎的な知識と技術を修得し、将来の職場に貢献できる人材を養成する。
 - ・「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」の認定に向けて、教育内容や教育環境を整備する。認定後は、学生全員がこの教育プログラムを履修する体制を整える。
- ③ 地域社会への説明責任と、教育の質の保証を約束する大学になる目的から、東近江市を内包する湖東地域から滋賀県を中心に、積極的な広報活動を展開し、本学への関心を高める。その中で卒業生の公務員採用数や資格取得状況を数値的に説明し、教育の質を保証する。
 - ・教育の質の保証を示すため、情報関係の検定試験の合格率を数値的に公開する。
 - ・インテリアコーディネーター検定試験の受験を奨励し、結果を情報公開する。
 - ・キャリア支援センターと協力して、就職情報を公開し、もって教育内容の質を保証すると共に、広報活動に応用する。